

正印ち千文は一貫である。永祿五年三月二日附長連理等笠松但馬守宛所の文書に「百疋、三月より十二月迄十貫文分爲定納被仰付候。」といふものは是である。

**ヒキカヘシヨ** 引替所 加賀藩で銀預手形が行はれるに至つては、全く硬貨を領内で使用することがなかつた。併し藩士等の他邦に出役又は旅行する時には、海内通用の金銀を要する故に、常に之を準備し交換の需に應ずる爲、御算用場内に引替所の局があつた。

**ヒキゴウ** 日置郷 ↓ヘキゴウ 日置郷。  
**ヒキコシキモイリ** 引越肝煎 ↓キモイリ 肝煎。

**ヒキコシトヲムラ** 引越十村 ↓トヲムラ 十村。

**ヒキスナ** 引砂 珠洲郡三崎郷に屬する部落。能登志徴に、慶安五年堀彦太輔郡廻之督付に、「宇治引砂村と申處に三四反荒御座候」とあるから、當時宇治引砂一村であつたのが、後に分離したものであらうと記する。

**ヒキダ** 足田 河北郡小坂庄に屬する部落。  
**ヒキダウマノスケ** 足田右馬助 前田利家に仕へて百五十石を受け、天正十一年四月柳瀬の役に戦死した。子孫藩に世襲する。

**ヒキダカ** 引高 藩政の時、田地に變地等のあつた爲、一村の地積を減少した時、檢地の結果認定した不足高をいふ。藩の收納蔵・鹽蔵等を建造して、村高を減じた場合も之に同じい。

**ヒキダナホトモ** 足田直知 半平と稱した。萬治三年十一月父半平の遺知百石を相続し、定番馬廻組に列せられ、寛文七年七月能美郡代官となり、享保十年八月六日之を免ぜられ

た。十二年四月十六日百六歳を以て歿。

**ヒキチ** 引地 ↓デンチワリ 田地割。

**ヒキマイ** 引米 ↓マチクラマイ 町藏米。

**ヒキマハシ** 引廻 藩政の時、放火犯・殺人強盜犯の如き罪人は磔刑に處せられる前に引廻に行はれた。引廻とは、罪人を公衆に示して普く懲戒する法で、通常刑の執行前三日間に互り、城下各町を巡行せしめることである。罪人は之を縛して馬上に跨らしめ、人名と罪状とを記した業札を立て「出て見さつしやい。」と呼ばしめ、鎖を立てたる藤内二人之に次ぎ、最後に足輕が之を監した。罪人の身體衰弱して馬に乗るを得ぬものは、舂に載せて擔はしめた。

**ヒキメヤク** 露目役 加賀藩の老臣奥村榮明は射技に達してゐたから、文祿四年藩が射手百人を召抱へた時、その中の四十人を預けられ、元和元年十一月前田光高の生まれた時、命によつて露目の役を勤めた。爾後流例となり、藩侯の妻室が兒を生む時は、榮明の子孫が必ず露目を行ひ、且つ世子の初めて宮參を行ふ際、歸路その邸に小憩することになつた。

**ヒキメン** 引免 藩政の時、田の地味従来より劣悪となり、米穀の收穫を減じたる場合に、定免の率を低下するをいふ。この場合には、某村免幾つ、内何歩地味劣引免、残り幾つ何歩收納免との記録を存し置き、引免を爲した事故の止んだ時は舊免相に復せしめた。又不作によつて免切を許した場合には、之を一作引免又は見立引免・又は見立免切と稱する。用捨免といふも引免に同じい。

**ヒキメンハカリスギマイ** 引免斗過米 藩政時代に、村免の引免せられた時、その村高

が盡く給人知なる場合は、引物成に相當する米額を、御算用場の切手によつて村方に下附せられた。それを引免斗過米又は御蔵返米と稱する。蓋し村方では引免を除いた殘餘の租額を上納すればいい、管であるが、給人知との差引が困難であるから、定免を以て給人に納租し、御算用場切手で補償するのである。村高が凡べて給人知らずとも、引免過多にして、藩が該村より收納すべき米額を以て、給人の收納不足を補ふ能はざる時も之に同じい。一作引免によつて給人の所得に不足を生じた時には、藩の粟米を以て直接給人に補償し、之を引免米といふた。

**ヒキメンマイ** 引免米 ↓ヒキメンハカリ スギマイ 引免斗過米。

**ヒキヤク** 飛脚 ↓ハヤミチヒキヤク 早道飛脚。エドサンドヒキヤク 江戸三度飛脚。

**ヒキヤマシバキ** 曳山芝居 能美郡小松なる宛橋神社及び本折日吉神社の春季祭禮は、今五月十四日から三日間に亘つて執行せられ、餘興の曳山芝居に最も人氣が集中する。それは本町筋が三ヶ所許り當番になり、車臺に据ゑた舞臺の上で少女歌舞伎を演じさせるので、十三日は踊子の衣裳附を行ひ、翌日から晝夜數回辻から辻へ移動して開演せられる。下座の囃子やチヨボの義太夫は舞臺背面の樂屋で演奏するのである。螢の光といふ書に、小松祭に引山踊子の權輿は明和三年かと思ふと記されて居る。

**ヒキユウソウシヨ** 秘笈叢書 松雲公採集遺編類纂百八十九冊のうち、加越能三州に關係のあるものゝみを森田平次の際寫したものの

で、寛平御遺誠・菅家遺誠・自論記・太閤素性記・前田家之記・武道致知番私小鏡・箕浦五郎左衛門開書・古老記談等・見見難録・求舊記談・雲文日記・陳善録・加賀兩亞相公遺誠・象賢紀略・成田家記・おあん咄・前田慶次殿傳・古兵紀談・本多家士軍功書・横山家士武功書・山崎家士軍功書・寛永系圖傳・同假字系圖傳・古老舊聞紀略・加越能舊聞録・奥村正系譜・新作諸言・袖日記・千光寺記・慶長覺書・細川忠興記・詞花拾葉・寸錦抄・松波系圖・大坂陣開書・加越能改作起本來歴・大聖寺城攻淺井合戰開書の四十一種を含んでゐる。

**ヒグチカネマサ** 樋口兼正 父茂兵衛は松平阿波守の臣であつた。兼正通稱は宇右衛門。寛永十三年前田利常に仕へ、五百石を領し、十五年大小將組に班し、正保四年新川郡奉行に任じ、延寶五年免ぜられ、元祿三年歿した。子孫相襲いだが、五代次郎吉五百石を領し、享和元年三月廿九日自殺して、家断絶した。

**ビクニシヨ** 比丘尼所 石川郡泉野に出、元祿・寶永の頃まで比丘尼があつて、びんざらをならし、歌を調ひ施物を乞ひあるいたが、後絶えて比丘尼所の地名を遺した。

**ビクニツカ** 比丘尼塚 石川郡泉なる國造社の向側後方を野村といふ。もと泉野新村の支配であつたが、後に泉村に屬した。この野村の中に比丘尼塚とて、墳上に二株の老松あるものがあつた。比丘尼塚の來由は詳かでない。

**ヒグラシブエ** ひぐらしがゑ 一冊。能登黒島の俳人秩卜編。京勝田吉兵衛板。寛政二年戊仲冬眉山の序と、寛政壬子夏四月既望併